

公益財団法人日本アンチ・ドーピング機構競争入札参加者心得

公益財団法人日本アンチ・ドーピング機構（以下「機構」という。）で発注する業務に係る一般競争又は指名競争入札に参加しようとする者（以下「競争参加者」という。）は、下記の注意事項を守らなければならない。

記

（入札保証金）

第1 競争参加者は、入札公告、公示又は指名通知において入札保証金を納付すべきこととされた場合にあつては、入札書の提出期限までにその者の見積もる入札金額の100分の5以上の入札保証金を納付しなければならない。

（入札保証金の納付）

第2 競争参加者は、入札保証金を入札保証金納付書に添えて、経理責任者に納付しなければならない。

第3 競争参加者は、入札保証金及び入札保証金納付書等を納付するときは、担当職員の確認を受けたのち、これを封筒に入れ密封し、かつ、その封皮に、入札保証金の金額及び競争参加者の氏名（法人にあつては、その名称又は商号）を明記するものとする。

（入札保証金の還付）

第4 入札保証金は、競争入札が完結し契約の相手方が決定したときは、契約の相手方となるべき者以外の者に対しては即時にこれを還付し、契約の相手方となるべき者に対しては契約書を取交した後（契約書を作成しないときは、契約事項の履行を開始した後）にこれを還付するものとする。

（入札保証金の帰属）

第5 入札保証金は、契約の相手方となるべき者が当該契約を結ばないときは、当機構に帰属するものとする。

（入札）

第6 競争参加者は、図面、仕様書、入札説明書等を熟覧し確認の上、この心得を熟読し入札しなければならない。この場合において、図面、仕様書、入札説明書等について疑義があるときは、関係職員の説明を求めることができる。

第7 競争参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）等に抵触する行為を行ってはならない。

2 競争参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的でほかの競争参加者と入札金額又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に価格を定めなければならない。

3 競争参加者は、落札決定の前に、他の競争参加者に対して入札金額を意図的に開示してはならない。

(入札辞退)

第8 競争参加者のうち、入札を辞退しようとする者は、次の各号に掲げるところにより、入札を辞退することができる。

- (1) 入札執行前であつては、入札辞退書を契約担当者あてに直接持参又は郵送(入札執行の前日までに到達するものに限る。)により提出するものとする。
- (2) 開札執行中であつては、入札辞退書又はその旨を明記した入札書を、入札執行担当者に直接提出するものとする。

2 入札を辞退した者は、これを理由として以後の入札参加等について不利益な取扱いを受けるものではない。

(代理人)

第9 競争参加者又はその代理人は、当該入札に参加する他の競争参加者の代理人となることはできない。

(入札書の提出)

第10 競争参加者は、入札書を作成し、当該入札書を封筒に入れ密封し、かつ、その封皮に競争参加者の氏名(法人の場合にあつては、その名称又は商号)及び当該入札の件名を表記し、入札公告、公示又は指名通知に示した日時までに、その入札執行場所に提出しなければならない。

2 提出された入札書は開札前も含め返却しないものとする。競争参加者が連合し若しくは不隠の行動をなす等の情報があつた場合又はそれを疑うに足りる事実を得た場合には、入札書を必要に応じ公正取引委員会に提出する場合があるものとする。

第11 入札書は、[入札保証金の全部を免除された場合であつて、契約担当者においてやむを得ないと認めたときは]書留郵便をもって提出することができる。この場合においては、二重封筒とし、表封筒に入札書在中の旨を朱書し、中封筒に入札件名及び入札日時を記載し、契約担当者あての親展で提出しなければならない。(注：[]は当該契約が特定調達契約に該当する場合に削除する。)

第12 前項の入札書は、入札公告、公示又は指名通知に示した日時までに到着しないものは無効とする。

第13 代理人が入札する場合は、入札書に競争参加者本人の住所及び氏名(法人の場合にあつてはその名称又は商号及び代表者の氏名)、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名を記載して押印しておかなければならない。

(入札書の記載事項の訂正)

第14 競争参加者又はその代理人は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について押印しておかなければならない。

(入札書の引換え等の禁止)

第15 競争参加者は、その提出した入札書の引換え、変更、取消しをすることができな

い。

(競争入札の延期又は廃止)

第16 契約担当者は、競争参加者が相連合し又は不穩の挙動をする等の場合で競争入札を公正に執行できない状況にあると認めるときは、当該入札を延期し、又はこれを廃止することができる。

(無効の入札)

第17 次の各号の一に該当する入札書は、これを無効のものとして処理する。

- (1) 一般競争の場合において、公告に示した競争に参加する者に必要な資格のない者の提出した入札書
- (2) 指名競争の場合において、指名をしていない者の提出した入札書
- (3) 競争入札に付される件名等の表示、入札金額の記載のない入札書
- (4) 競争参加者本人の氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）の記載及び押印のない又はそれらが判然としない入札書
- (5) 代理人が入札する場合における競争参加者本人の氏名（法人の場合には、その名称又は商号及び代表者の氏名）、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名の記載および押印のない又はそれらが判然としない入札書（記載のない又はそれらが判然としない事項が競争参加者本人の氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）又は代理人であることの表示である場合には、正当な代理であることが代理委任状その他で確認されたものを除く。）
- (6) 競争入札に付される件名等の表示に重大な誤りのある入札書
- (7) 入札金額の記載が不明確な入札書
- (8) 入札金額を訂正したものでその訂正について印の押していない入札書
- (9) 納付した入札保証金の額が入札金額の100分の5に達しない場合の当該入札書
- (10) 入札公告、公示又は指名通知において示した入札書の受領最終日時までに到着しなかった入札書
- (11) 公正な価格を害し、又は不正の利益を得るために明らかに連合したと認められる者の提出した入札書
- (12) その他入札に関する条件に違反した入札書

(開札)

第18 開札は、競争参加者又はその代理人が出席して行うものとする。この場合において、競争参加者又はその代理人が立ち会わないときは、入札執行事務に関係のない職員を立ち会わせてこれを行う。

(開札場の自由入退場の禁止)

- 第19 開札場には、競争参加者又はその代理人並びに入札執行事務に関係のある職員(以下「入札関係職員」という。)及び、第18の立会い職員以外の者は入場することができない。
- 第20 競争参加者又はその代理人は、入札開始時刻以後においては、開札場に入場することができない。
- 第21 競争参加者又はその代理人は、開札場に入場しようとするときは、入札関係職員に身分証明書を提示し、又代理人をして入札させる場合においては入札権限に関する委任状を提出しなければならない。これらに加え物品の製造、物品の販売又は役務の提供等の競争契約に係るものについては、全省庁統一資格の資格審査結果通知書(写)を提出しなければならない。なお、指名競争の場合は不要である。
- 第22 競争参加者又はその代理人は、契約担当者が特にやむを得ない事情があると認められた場合のほか、開札場を退場することができない。
- 第23 開札場において、公正な執行を妨げようとした者は、開札場から退去させるものとする。
- 第24 開札場において、公正な価格を害し、又は不正の利益を得るために連合した者は、開札場から退去させるものとする。

(落札者の決定)

- 第25 有効な入札書を提出した者であって、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を契約の相手方とする。
- 第26 第25の規定に係わらず、契約の相手方となるべき者の申込みに係る価格によっては、その者より当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした他の者のうち最低の価格を持って申込みをした者を契約の相手方とすることがある。この場合において、当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められる申込みをした者は、契約担当者の行う調査に協力しなければならない。
- 第27 第25の規定に係わらず、契約の相手方となるべき者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした他の者のうち最低の価格をもって申込みをした者を契約の相手方とすることがある。
- 第28 第26及び第27の規定により契約の相手方を決定したときは、他の入札者に入札結果を通知する。

(再度入札)

- 第29 開札をした場合において、競争参加者の入札のうち予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、再度の入札を行うことができる。ただし、郵送による入札を行った場合において、直ちに再度の入札を行うことができないときは、契約担当

者が指定する日時において再度の入札を行う。

(同価格の入札者が2人以上ある場合の落札者の決定)

第30 落札となるべき同価格の入札をしたものが2人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。この場合において、当該入札者のうち出席しない者又はくじを引かせない者があるときは、入札執行事務に関係のない職員にこれに代わってくじを引かせ、落札者を決定する。

(契約書の作成)

第31 契約書を作成する場合においては、落札者は、契約担当者から交付を受けた契約書に記名押印し、落札決定の日から7日以内(落札者が遠隔地にある等特別の事情があるときは、契約担当者が合理的と認める期間)に契約書の取交しを行うものとする。

第32 落札者が第31に定める期間内に契約書を提出しないときは、落札の決定を取り消すものとする。

(請書等の提出)

第33 契約書の作成を要しない場合においては、落札者は第31に定める期間内に請書、その他これに準ずる書面を契約担当者に提出しなければならない。但し、契約担当者がその必要がないと認めて指示したときは、この限りではない。

(契約保証金の納付等)

第34 契約の相手方は、入札公告、公示又は指名通知において契約保証金を納付するべきこととされた場合にあつては、指定の期日までに契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付しなければならない。

第35 契約の相手方は、契約保証金を契約保証金納付書に添えて、経理責任者に納付しなければならない。

(契約保証金の帰属)

第36 落札者が納付した契約保証金はこれを納付した者が契約上の義務を履行しないときは、当機構に帰属するものとする。

(契約保証金の還付)

第37 契約保証金は契約に基づく給付が完了したとき、その他、契約保証金を返還する事由が生じたときは、これを還付する。

(異議の申立)

第38 入札をした者は、入札後、この心得、図面、仕様書、入札説明書等についての不知又は不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

以上